



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、商標の悪意的な冒認出願行為へ取締りの強化に特別プロジェクト案を発表 (Page2)

CNIPA は悪意による商標冒認出願行為への規制を強化するために、2021 年 3 月から特別な取り締まりプロジェクトを行うことにし、3 月 24 日に同プロジェクトの行動方案を発表した。

Topic-2

CNIPA、「価値の高い発明特許」の定義と基準を示唆か (Page4)

新華通信社 2021 年 3 月 29 日の報道により、CNIPA 戦略企画室の葛樹室長は価値の高い発明特許の保有量に統計できる状況を紹介し、その定義と基準への示唆かと見られる。

Topic-3

CNIPA 商標局、商標の審判・審理に関する電子データ証拠の研究報告書を発表 (Page6)

2021 年 3 月 26 日、CNIPA は商標の審判・審理に関する電子データ証拠の研究報告書を発表し、電子データ証拠に係る問題点の解決にガイダンスを提供する。商標権者にも参考可能。

Topic-4

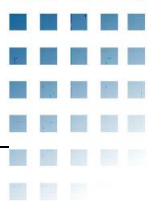
路浩ノーハウ：商標実務——商標検索の重要性について (Page8)

読者のフィードバックに応じて、本号から「商標検索の重要性」、「商標ウォッチングの重要性」と「中国商標網の操作マニュアル」の商標実務シリーズを出します。ぜひご期待ください。

Topic-5

路浩セミナー (Page10)

2021.4.23 (金) 日本時間 16 : 00、「企業から見る価値の高い特許」オンラインセミナー開催



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

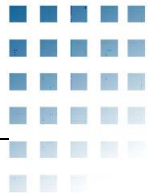
CNIPA、商標の悪意的な冒認出願行為へ取締りの強化に特別プロジェクト案を発表

CNIPA は悪意による商標冒認出願行為への規制を強化するために、2021 年 3 月から特別な取り締まりプロジェクトを行うことにし、3 月 24 日に同プロジェクトの行動方案を発表した。

取り締まりの対象：

方案には、悪意による商標の抜け駆け出願、不正利益を企てる、商標登録の管理秩序を擾乱する、大きな不良社会影響をもたらす、といった行為を重点として打撃する方針を述べている。具体的に以下のように規定している。

- 1) 国家／地域の戦略および重大なイベント・政策・工事プロジェクト・科学プロジェクトの名称を悪意冒認出願する場合；
- 2) 重大な自然災害、事故、公共衛生事件および社会安全事件等の突発的な社会公共事件に関する言葉・標識を悪意冒認出願し、社会公益を損なう場合；
- 3) 知名度の高い重大な試合、展覧会の名称・標識を悪意冒認出願する場合；
- 4) 行政区画・名山名水・景勝地・建築物の名称等のような公共資源を悪意冒認出願する場合；
- 5) 商品又はサービスの通用名称、業界用語等のような公的商業資源を悪意冒認出願する場合；
- 6) 知名度の高い有名人、作品又はキャラクターの名称を悪意冒認出願する場合；
- 7) 知名度または識別性の高い他人の商標または商業標識を悪意冒認出願し、他人の先行利益を損なう場合；
- 8) 商標法 10 条にいう規定を明らかに違反し、わが国の政治・経済・文化・宗教・民族等の社会公益および公的秩序に重大なネガティブ影響をかける場合；
- 9) 商標代理機構は依頼人による上記行為を知っている又は知るはずにもかかわらず、依頼を受け又はその他の不正な手段で正常な商標代理秩序を擾乱する場合；
- 10) 明らかに誠実信用原則に違反するその他の行為。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

取り締まり行動の段取り：

今回の特別プロジェクトは三つの段階に分けられている。

1) 3月の総動員準備段階：

行動計画と実施方案を各地方知財管理部門または商標関連部門に配布する。各地方部門または商標関連部門から管轄区域内の事件の手掛かりを収集し、3月末まで商標局に報告する。

2) 4～10月の実施段階：

商標審理プロセスと異議・無効審判プロセスで判明された冒認商標をそれぞれ審査センターと商標局で処理する。重大な商標冒認出願の事件を上級部門と地方管理部門の提携で処理する。

3) 11～12月のまとめ・監査段階：

商標局から各地方での実施状況について監査を行う。各地方の審査センターや関連部門が12月10日までまとめ報告書を商標局に提出する。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/24/art_75_157972.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

CNIPA、「価値の高い発明特許」の定義と基準を示唆か

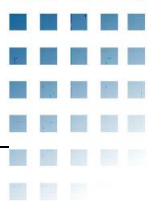
今年発表された「第14回五ヶ年計画」（2021~2025）には、初めて「万人当りに価値の高い発明特許の保有量」を経済達成目標の一つとして設定されている。ただし、「価値の高い発明特許」（中国語：高価値発明専利という）とは一体何かは、これまで知財業界の専門家の間に共通認識があるが、官庁から正式な定義を出していない。だが、新華通信社2021年3月29日の報道により、CNIPA 戦略企画室の葛樹室長は価値の高い発明特許の保有量に統計できる場合を紹介し、価値の高い専利の定義と基準への示唆かと見られる。

定義について：

これまで「価値の高い発明特許」の必須要素として、1) 高いレベル、高い技術力を持つ技術案を有する；2) 書面能力の高いプロ者によって質の高い特許出願書類を作成し、発明創作を十分に保護できる記載になっている；3) 法に依って厳格に審査を行い、特許性条件を満たし、権利の安定性が良い；4) 良好的な国内外市場展望があり、商品の市場シェアが高く、又は潜在的な市場競争力が高い、と知財関係者が共通認識していた（2017年6月『知識産権報』、2018年第6回創新中国および知識産権保護フォーラム）。

葛樹室長の紹介により、次の五つタイプの発明特許は明らかに「価値の高い発明特許の保有量」に統計できる：1) 戦略的な新興産業に係る発明特許、2) 海外でファミリー特許権を有する発明特許、3) 特許権が10年以上維持できた発明特許、4) 高額の質権融資ができた発明特許、5) 国家科学技術賞または中国専利賞を受賞した発明特許。また、葛樹室長は、「戦略的な新興産業に係る発明特許が国家発展の需要に向け、産業イノベーション発展を推進する重要な資源であり、その他の四つタイプの発明特許は高い権利安定性および高い価値を有することが特徴だ」と述べた。

これと比較して内容があまり変わらず、具体条件が示唆されている。要するに、技術の創新、権利の安定性、良好な市場展望、強い技術的競争力を備えれば、「価値の高い発明特許」と言えよう。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

技術・産業の分野について：

専利集約型産業の推進および価値の高い発明特許の増加を実現するために、どの技術分野に注力していくかについて、葛樹室長はこう述べた：「具体的に、人工知能、量子情報、集積回路、基礎ソフトウェア、生命科学・医療等のコア技術分野において価値の高い発明特許を取得し、備蓄する。また、価値の高い発明特許をもって産業化にし、高い市場価値を図る。」

実際の進捗状況について：

現在、CNIPA はインセンティブや評価基準等を含める政策制度の制定、行政的・司法的保護、公的サービスプラットフォームの運営等の面で価値の高い発明特許を巡って知財イノベーションの発展を推進していると葛樹室長は述べた。

こちらで調べたところ、現在、実施面では模索中で、各地方政府主導の「高価値専利育成及び運営センター」のような組織によって推進されていることが分かった。

例えば、2019 年北京海登区政府配布の「高価値専利育成及び運営センターの申請ガイド」によると、高価値専利育成及び運営センターに選ばれた場合、2 年後に以下の目標を達成しなければならない。

- 4 以上の高価値専利の組み合わせを育成し、各組合せの専利件数が 50 件以上とし、そのうちの発明特許件数が 30 件以上で、かつ新しく授権された発明特許の比率が 5%以上でなければならない。
- パテントプールを作り、且つパテントプールの中に 200 件以上の専利を含めなければならない。
- 新しい PCT 出願件数が 10 件以上。など

海口市政府発の「知財運営サービスシステム建設の実施方案（2018-2020）」の中に、知財イノベーション能力を高めるために、短期間目標として高価値専利の組み合わせを育成し、各組合せの専利件数が 50 件以上で、PCT 出願件数が 10 件以上と設定されている。また、計画によって 2020 年まで海口市の累計高価値専利の組合せが 32 件と設定している。（1 組合せ 50 件で計算すると、2020 年まで海口市の累計高価値専利件数が計 1500 件余りになる。）

中国知財発展の量から質への転換に伴い、各地方で高価値専利の割合がだんだん増えていく傾向であろうと思う。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

CNIPA 商標局、商標の審判・審理に関する電子データ証拠の研究報告書を発表

2021年3月26日、CNIPAは商標の審判・審理に関する電子データ証拠の研究報告書を発表した。本研究は、2020年に商標局により始動され、商標の審判・審理プロセスに関する電子データ証拠の挙証・認証困難など問題点を解決するために、中国人民大学法学院と提携して行われた。

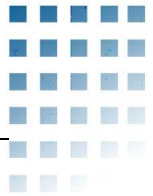
研究成果として、「商標の審判・審理事件に関する電子データ証拠のガイダンス」が発表され、特に電子データ証拠の取得、挙証、尋問等に関する内容が審査官に参考基準を提供し、さらに、これから公布される「商標の審判・審理事件に関する電子データ証拠の規則」の制定に対して根拠を提供した。商標権利者にとっても通常の商標関連証拠の保存・収集の仕方ガイダンスとして参考可能。以下は研究内容・結果について簡単に紹介する。

電子データ証拠の一般形式として下記各号を含めるが、それらに限らず情報・電子書類を指す。

- 1) ウェブサイト、SNS アカウント、ブログ等のウェブプラットフォームで発表された内容；
- 2) E-mail、即時通信等のウェブサービスによる通信内容；
- 3) ユーザー情報、電子サイン等の身分識別情報；
- 4) 電子商の販売記録、売上等の取引情報；
- 5) ウェブサイト、スクリーンショット、ドメイン、デジタル画像などの電子書類；
- 6) ウェブ検索結果、サーチエンジンの記録、ウェブ訪問者数などの統計情報。

電子データ証拠の取得

- 当事者は検索、ダウンロード、複写、写真、録画等の方法で自ら証拠を取得する
- 電子ファイルの作成と管理を通して証拠を取得する
- 公証機関による公証保全、又は司法鑑定人による鑑定書の作成によって取得する
- 第三者プラットフォームで保存された証拠を取得する
- 司法機関又は行政機関が事件処理のプロセスで取得した電子データを証拠として利用する
- 海外又は香港・マカオ・台湾地域で形成された証拠を、状況により公証・認証した上で利用する



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

電子データ証拠の挙証方法

当事者は以下の方法を利用して電子データを提出することができる。

- 1) 作成者、作成時間、情報源等を明記した電子出力データおよび証拠取得時の画像、録画、ビデオ等
- 2) 次の修正防止手段で保存された電子データ：
電子署名、信憑的なタイムスタンプ、完全性チェック、ブロックチェーン、電子透かし等
- 3) 法律規定に合うその他の方法

審査における認定基準と原則

商標審査官は事件の事実と争点を巡って、電子データの**真実性**、**完全性**、**関連性**および**合法性**を審査するとともに、電子データおよび関連証拠に関する**証明力の有無**および**証明力の大きさ**について判断すべき。

真実性は電子データの生成プロセス、管理方法、保存・転送の方法、取得の主体・手段・プロセス、当事者との利害関係等から判断または推定することができる。

完全性は電子データの収集・取得プロセスの記録・録画、完全性チェック、バックアップとの比較などの方法を通して判断される。

関連性は電子データと事実関係との関連性、異なる証拠の間の関係等から判断される。

合法性は主に電子データの収集・取得プロセスに対して審査を行う。

証明力の有無は各電子データがロジックに繋がれるか否か、且つ事件事実を証明できる完全な証拠チェーンになれるか否かについて審査を行う。

証明力の大きさは各種の電子データに関する取得方法、類型、数、情報源、影響範囲等の点から、その優先順位によって審査を行う。

リソース： 中国商標局 http://sbj.cnipa.gov.cn/gzdt/202103/t20210325_327243.html
<http://sbj.cnipa.gov.cn/gzdt/202103/W020210325374647366421.pdf>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

路浩ノ－ハウ：商標実務——商標検索の重要性について

商標検索といえば、権利取得またはリスク回避に非常に重要な作業だと認識している方がいるが、あまりにも役に立たず、金がかかるだけだと思われる方もいるかもしれない。本文章で、弊所の実務経験を踏まえ、商標検索の重要性について説明したいと思う。

●類似先行商標が存在する可能性が高いから、先に商標検索をしよう！

中国官庁の統計によると、2020年12月まで中国の累計登録商標（有効）は2839万余り件にも達した。従って、新規出願商標に高い識別性および独特なデザインがなければ、類似する先行商標が存在する可能性はかなり高い。従って、出願する前に商標検索によって類似先行商標の有無を確認することはまずステップワン。

●克服できない先行商標があるから、先に商標検索をしよう！

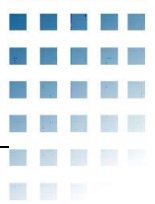
商標検索を行わずに出願する場合、同一又は類似の先行商標が存在すると、出願商標は拒絶査定されるリスクが高くなる。さらに、当該先行商標に対して異議、不使用審判または無効審判を請求する条件を満たせなければ、拒絶査定を甘受しかできない。こうした場合、コスト面で商標検索より新規出願の費用が高いので、反って損になる。

●先行商標を克服できても、全体なコストが高いから、先に商標検索をしよう！

「商標検索は主観的な判断の手法および官庁データの遅延などの要素に影響されるので、先に商標検索をしても類似先行商標を検出することはできない可能性がある。商標検索よりは、本当の類似先行商標がはっきりと分かる拒絶査定通知書を受けた後に、それを狙いにして対応策を作ればいいんじゃないか」、と思う人が少なくないかもしれない。

ただし、近年、中国の年間商標出願件数が段々増えており、2020年の商標出願件数が576.1万件にも達した。さらに、近年から行われてきた商標機関改革によって審査期間の短縮が重要な目標の一つである。つまり、審査官の審査プレッシャーがよほど高くなっている。

結果として、拒絶査定不服審判の際に、審査官は引用商標に対する異議、不使用審判、また



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

は無効審決の決定を待たずに不服審判決定を出すケースが多かった。一方、出願人は出願日を保留するために、負けた不服審判に対して行政訴訟を提起することによって、引用商標に関する係争決定を待たざるを得ない。そうすると、予想外のコストが急増してしまう。

さらに、外国人が中国で訴訟を提起する際に、代表者の身分証明や履歴事項証明などの書類を公証・認証しなければならないので、結局、手続上にも手間がかかってしまう。

従って、先に商標検索をすれば、潜在的な類似先行商標を把握した上で、出願や先行商標に対する対策などを段取りしたほうが権利の取得により効率的である。

●ビジネス戦略の調整に有利なので、先に商標検索をしよう！

防御商標、又はコアブランドではない商標を出願する際に、商標検索の結果によって出願を見送るか、検出商標に対して対策を取るかなどの対応調整が可能。

商標検索で他人による冒認商標を発見することが可能なので、その結果によって出願を見送るか、相手に交渉するか、または相手商標に異議などを請求しながら出願を段取りするかなどのように対応調整できる。

追加説明：

●中国では、日本語文字のカタカナとひらがなが図形として審査されているので、商標検索をする際にも、カタカナとひらがなを図形商標に捉えられている。

●中国での商標検索は官庁検索ではなく、一般的に代理機構により官庁の中国商標サイトおよびその他の有料検索サイトを利用して検索を行う。また、アップロードデータに1-2週間の遅滞がある。

北京路浩国際特許事務所
弁護士・商標代理人 徐 伝梅



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-5

路浩セミナー

「第 14 回五ヶ年計画」（2021~2025）には、初めて「万人当りに価値の高い発明特許（高価値専利）の保有量」を経済達成目標の一つとして設定されている。企業にとっては価値の高い特許は一体何か、何をすればよいか、という質問が出てくるかもしれない。

当所は以下の期日に「企業から見る価値の高い特許」をテーマにしてオンラインセミナーを開催し、価値の高い特許の定義、意義および発掘について議論する。

ご興味のある方は、下記の会議 ID 又は QR コードからお申込ください。

時 間：2021 年 4 月 23 日（金） 日本時間 16：00

講 師：周 磊（弁理士）

言 語：中国語

主要内容：価値の高い特許の定義

価値の高い特許の意義

価値の高い特許の発掘

ツール：Tencent meeting（腾讯会议）

会議 ID：753 906 628



（*海外からご参加の方は、携帯端末から Tencent meeting 海外版の「VooV meeting」をご利用されれば参加可能です。）